

○高齢者ができる限り住み慣れた地域や家庭で自立し、安心して暮らし続けることができるよう、「5つの安心プラン」（平成20年7月29日関係閣僚懇発表）に掲げられている「ケア付き住宅」の整備促進等、住まいと福祉の連携のとれた住まいづくり・地域づくりを推進するため、必要な制度整備を行う。

概算要求額268,600百万円の内数

## 高齢者の居住の安定確保のための制度整備

### 【法制度の検討】

住まいや生活支援サービス等を、高齢者に計画的かつ総合的に提供するための計画策定等に関する法制度の整備

### 【安心住空間創出プロジェクトの推進】

- ・入居者の移転・既設公営住宅の除却を行い、福祉施設の立地を促進（地域住宅交付金）

### 【高齢者向け賃貸住宅の供給促進】

- ・高齢者が安全に移動するための一定のバリアフリー性能を備えた賃貸住宅の整備を促進（地域住宅交付金）
- ・高齢者向け優良賃貸住宅建設促進税制の延長・拡充等

### 【高齢者の居住の安定確保のためのモデル的な取組み支援】

- ・民間やNPO法人等によるモデル的な取組みを支援（創設）

例：中山間地域等における民家再生によるケア付き住宅の整備



高齢者向け  
賃貸住宅

生活支援施設等

### 【高齢者に対する生活支援サービス等の提供確保】

- ・高齢者の生活を支援する施設の整備を緊急に促進（創設）
- ・生活支援サービス等を提供するケア付き賃貸住宅の建設に係る税制特例（創設）

高齢者の生活を支援する施設の例



入居者がだんらんする共用スペース

高齢者の健康維持のための共同施設

入居者の生活を支援するサービスを提供するための施設

### 【高齢者の居住の安定確保を図るための計画的な取組み】

- ・地方公共団体による高齢者の居住の安定確保を図るための計画の作成支援（地域住宅交付金）
- ・高齢者の居住の安定確保に資する事業に対する提案事業枠の確保（地域住宅交付金）

### 【リバースモーゲージの推進】

- ・民間金融機関における住宅改良等資金に係るリバースモーゲージに対し住宅金融支援機構による住宅融資保険制度を適用